

## 「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申案）」に 反対し「旧氏使用の法制化」の削除を求めます

女性差別撤廃条約実現アクション

共同代表 浅倉むつ子

柚木 康子

mail:opcedawjapan@gmail.com

男女共同参画社会基本法に基づく第5次男女共同参画基本計画の有効期限が今年度末に迫り、第6次男女共同参画基本計画(以下第6次基本計画)の策定が進められています。基本計画の策定はこれまで、男女共同参画社会基本法の規定に基づき、男女共同参画会議が答申を出し、当年度の12月末に答申が閣議決定され、翌年4月から施行されるというスケジュールのもとで実行されてきました。

ところが、「第6次基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申案)」(以下「答申案」)に、これを審議してきた計画策定専門調査会で審議されたことのない文言(「社会生活のあらゆる場面で旧氏使用に法的効力を与える制度の創設の検討を含め、旧氏使用の拡大やその周知に取り組む。」)を含めたために、2025年12月12日の男女共同参画会議では、3人の有識者議員から反対意見が出されました。芳野友子議員(連合会長)は明確に反対を表明し、納米恵美子議員(全国女性会館協会代表理事)は「計画策定専門調査会で多くの委員が求めたのは、旧姓使用に法的効力を与える制度創設ではなく、選択的夫婦別姓の実現です」と述べ、白波瀬佐和子議員(東京大学大学院特任教授)も選択的夫婦別姓の意義を述べました。その結果、現在、「答申案」は男女共同参画会議議長(木原稔官房長官)一任の状態になっています。

芳野友子連合会長は、2026年2月19日の記者会見でも、あらためて第6次基本計画答申案への反対を表明しました。さらに2026年2月26日の参議院本会議での代表質問において、公明党竹谷とし子代表は、選択的夫婦別姓の法制化を求め、第6次基本計画の基本的考え方に旧氏使用の法制化が盛り込まれているのは、計画策定専門調査会の議論を無視したもので不透明なプロセスである、と批判しました。これに対する高市首相の答弁はありませんでした。

第6次基本計画に「旧氏使用の法制化」を含める一方、選択的夫婦別姓の法制化にまったく言及しない「答申案」は、「強制的夫婦同姓」を今後とも続けることの表明としかいえません。私たちは、本年1月に、第6次基本計画の「答申案」から旧氏使用の法制化の文言を削除するよう求める要請書を木原稔官房長官あてに提出しました。しかし、答申を決定すべき男女共同参画会議の次回会議日程は明らかにされていません。もし、このまま政府案が作成され、第6次基本計画が閣議決定される事態となれば、これまでの基本計画策定プロセスを否定する「暴挙」といわねばなりません。

私たちは、「第6次基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申案)」に反対し、旧氏使用の法制化の文言の削除を強く求めます。

2026年3月2日